

千葉県選挙管理委員会告示第2号

千葉県長の退職の申立てがあったことにつき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第111条第1項第4号の規定による通知が千葉県議会議長からあったため、同法第114条の規定により、千葉県長選挙を行なうべき事由が生じた。

令和3年2月1日

千葉県選挙管理委員会委員長 大野 雄子